

AIU損害保険は、関係当局の認可等を前提として、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。

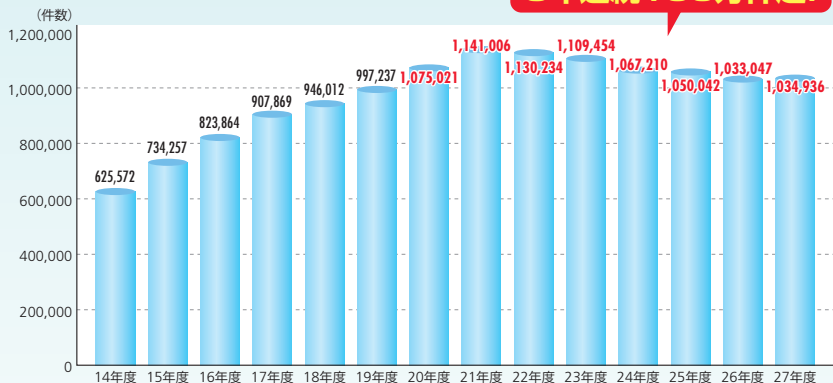
「雇用リスクに関する補償」は 会社を成長させるために必要な補償です!

会社を成長させるためには人材の有効活用が必要です。優秀な人材の採用、教育、配置など様々な人事活動を通じて会社は運営されていますが、一方で雇用に関するトラブルが増加しています。

データ 総合労働相談件数の推移

厚生労働省に寄せられた労働相談件数は、
8年連続で100万件を超えています。

8年連続100万件超!



厚生労働省では、各都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物などに労働問題に関する相談に対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。
厚生労働省「平成27年度個別労働紛争解決制度施行状況」

雇用トラブルの具体例

解雇トラブルの例

勤務態度が悪く、度々問題を起す社員を解雇した。これを不服とした社員は、不当に解雇されたとして企業と社長個人を訴えた。



ハラスメントトラブルの例

上司から罵声を浴びせられるなどのパワーハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして、その社員から慰謝料などを請求された。



責任追及手段の多様化

労働者が会社の責任を追及する手段として民事裁判がありますが、それだけでなく労働審判制度や個別労働紛争解決制度といった手段があります。

「労働審判制度」とは

労働者個人と企業との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、3回以内の期日で、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として設けられた制度です。審理に要する期間は平均で約2か月半と短く、労働者側の負担の軽減が図られていますが、企業側は、短い期間で主張、立証の準備をする必要があります。

業務災害(ケガ・病気)だけではない雇用リスクへの対応は万全ですか?

貴社では以下のトラブルの可能性はありますか?

- パワハラ・セクハラ
- 解雇は不当とするトラブル
- 内定や採用に関するトラブル
- 雇用形態に対する差別
- 配置転換に対するトラブル
- 懲戒行為は不当とするトラブル

損害賠償請求に
発展すると

- 裁判の場合、対応のため時間・労力がかかる
- 労働審判の場合、準備する期間が短い
- 弁護士の選定が必要
- 弁護士費用がかかる
- 賠償金や和解金の支払いが必要

1 素早い初動対応で早期の問題解決を図れます!

初期対応の補償

事業主相談費用等補償



不当雇用慣行があったとして、社外の労働組合、弁護士、社会保険労務士、労働局または労働基準監督署から申立てを受け、保険期間中に弁護士に相談された場合に、保険金をお支払いします。

【不当雇用慣行とは】

- ・不当解雇または不当な雇用関係の終了（雇い止めなど）
- ・パワハラ、セクハラ
- ・雇用に関する不当な差別行為、懲戒行為 ……など

補償を受けられる方 **貴社**

お支払いする保険金

事業主相談費用等

保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など（一連の相談につき100万円限度）

❗ あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。

（注）事業主相談費用等には、自己負担額を適用しません。



2 賠償請求に発展した場合に 賠償金や弁護士費用をお支払いします!

賠償の補償



不当雇用慣行を原因として、保険期間中に、従業員から損害賠償請求された場合に、保険金をお支払いします。
（注）不当雇用慣行は上記【不当雇用慣行とは】をご確認ください。

- ・不当解雇だとして、解雇無効や解雇以降の賃金（相当額）を請求された場合
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして損害賠償請求された場合 ……など

補償を受けられる方 **貴社および貴社の役員・従業員**

お支払いする保険金

判決による損害賠償金、和解金・示談金、弁護士費用など

ご契約の保険金額を限度に、ご契約の自己負担額を差し引いてお支払いします。

❗ 労働の対価として支払うべき賃金、退職金、残業代などは、補償の対象となりません。



●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

●事故が発生した場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者（補償の対象となる方）ご自身で被害者と示談交渉を進めていただくこととなります。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
03-3216-6611 午前9時～午後5時
（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aiu.co.jp>

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500 午前9時～午後5時
（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>

